２　［略］

３～５　［略］

（調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方）

第二十二条　特定対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、選定項目ごとに選定項目の特性及び特定対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、次条から第二十六条までに定めるところにより選定して行うものとする。

一～二　［略］

三　前条第三項において準用する第五条第三項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定項目　地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集（別表第七から別表第十二までにおいて「注目種等」という。）を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法その他の適切に生態系への環境影響を把握する手法

四～六　［略］

２～５　［略］

（手法の選定）

第二十三条　前条第一項の規定による手法の選定における参考項目に係る調査及び予測の手法の選定については、第二十一条第一項各号に定める別表備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、参考項目ごとに次の各号に掲げる発電所の区分に応じ当該各号に定める別表に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この条及び別表第七から別表第十二までにおいて「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を踏まえるよう努めるとともに、第二十条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえ当該選定を行うものとする。

一　水力発電所　別表第七

二　火力発電所（地熱を利用するものを除く。）　別表第八

三　原子力発電所　別表第九

四　火力発電所（地熱を利用するものに限る。）　別表第十

五　太陽電池発電所　別表第十一

六　風力発電所　別表第十二

２・３　［略］

（調査の手法の選定の留意事項）

第二十四条　［略］

一～三　［略］

２　［略］

３～５　［略］

（調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方）

第二十二条　特定対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、選定項目ごとに選定項目の特性及び特定対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、次条から第二十六条までに定めるところにより選定して行うものとする。

一～二　［略］

三　前条第三項において準用する第五条第三項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定項目　地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集（別表第六から別表第十までにおいて「注目種等」という。）を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法その他の適切に生態系への環境影響を把握する手法

四～六　［略］

２～５　［略］

（手法の選定）

第二十三条　前条第一項の規定による手法の選定における参考項目に係る調査及び予測の手法の選定については、第二十一条第一項各号に定める別表備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、参考項目ごとに次の各号に掲げる発電所の区分に応じ当該各号に定める別表に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この条及び別表第六から別表第十までにおいて「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を踏まえるよう努めるとともに、第二十条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえ当該選定を行うものとする。

一　水力発電所　別表第六

二　火力発電所（地熱を利用するものを除く。）　別表第七

三　原子力発電所　別表第八

四　火力発電所（地熱を利用するものに限る。）　別表第九

［新設］

五　風力発電所　別表第十

２・３　［略］

（調査の手法の選定の留意事項）

第二十四条　［略］

一～三　［略］